



2022年8月31日

各 位

会 社 名 ジェイフロンティア株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘  
(コード番号:2934 東証グロース)  
問合せ先 取締役執行役員 管理本部長  
小田部 真司  
(TEL. 03-6427-4662)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月30日に開催いたしました第14回定時株主総会に付議し、その変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

###### (1) 事業目的の変更

当社の事業活動の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的を変更するものであります。

###### (2) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競争法」）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条の変更を行うものであります。なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものいたします。したがって本確認に関する附則を設けるものであります。

### (3) 株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条【電子提供措置等】第1項を新設するものであります。
- ③ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条【電子提供措置等】第2項を新設するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### (4) 取締役の任期の変更

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレートガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。当社においては、更なるガバナンスの強化及び株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、社外取締役を含めた取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7、9～10、12～22 (条文省略) 8 インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業 11 健康食品、化粧品、美容器具、 <u>一般用医薬品</u> 、医薬部外品、アパレル、日用雑貨及び食品の商品開発、製造、卸売及び販売	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7、9～10、12～22 (現行通り) 8 <u>電気通信事業</u> 、インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業 11 健康食品、化粧品、美容器具、 <u>医薬品</u> 、 <u>医薬部外品</u> 、アパレル、日用雑貨及び食品の商品開発、製造、卸売及び販売

現行定款	変更案
<p>(招集及び招集権者)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>(招集及び招集権者)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>3 (現行通り)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第13条第2項の変更は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後これを削除する。</p> <p>2. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p>

	<p>3. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>4. <u>附則2項及び3項は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 変更の日程

定款変更承認株主総会	2022年8月30日
定款変更の効力発生日	2022年8月30日

以上